

令和 8 年 9 月
高知県議会定例会議案
(条例その他)

令和 8 年 9 月高知県議会定例会議案目録

○ 条 例 そ の 他

第 3 号	高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案……………	1
第 4 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する 条例議案……………	3
第 5 号	高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例議案……………	4
第 6 号	高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する 条例議案……………	5
第 7 号	高知県が当事者である調停における和解の合意に関する議案……………	6
第 8 号	権利の放棄に関する議案……………	7
第 9 号	県有財産（教学機器）の取得に関する議案……………	8
第 10 号	こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事請負契約の締結 に関する議案……………	9
第 11 号	令和 7 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する 議案……………	10
第 12 号	令和 7 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分 に関する議案……………	11
報 第 1 号	令和 7 年度高知県一般会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 2 号	令和 7 年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 3 号	令和 7 年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 4 号	令和 7 年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 5 号	令和 7 年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 6 号	令和 7 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 7 号	令和 7 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 8 号	令和 7 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 9 号	令和 7 年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 10 号	令和 7 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 11 号	令和 7 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 12 号	令和 7 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳 出決算……………	別冊
報 第 13 号	令和 7 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入	

	歳出決算……………	別冊
報 第 14 号	令和 7 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 15 号	令和 7 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 16 号	令和 7 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 17 号	令和 7 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 18 号	令和 7 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 19 号	令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算……………	別冊
報 第 20 号	令和 7 年度高知県流域下水道事業会計決算……………	別冊
報 第 21 号	令和 7 年度高知県電気事業会計決算……………	別冊
報 第 22 号	令和 7 年度高知県工業用水道事業会計決算……………	別冊
報 第 23 号	令和 7 年度高知県病院事業会計決算……………	別冊

条 例 そ の 他 議 案

第 3 号

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 22 第 2 項の規定により、委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者（以下「一時保護委託者」という。）の登録等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第 16 号。次条において「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(一時保護委託者の登録等に関する基準)

第 3 条 法第 34 条の 22 第 2 項の条例で定める一時保護委託者の登録等に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準府令（基準府令第 8 条を除く。）で定める基準の例による。

(非常災害対策)

第 4 条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設について消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成 20 年高知県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要な応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している児童に周知しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を登録一時保護委託施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月 1 回以上）行わなければならない。

(県内産農林水産物等の使用)

第5条 登録一時保護委託者は、入所している児童に対する食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第6条 次に掲げる者は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

(1) 登録一時保護委託者

(2) 登録一時保護委託施設の設置者、管理者その他当該登録一時保護委託施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

2 前項各号に掲げる者は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 登録一時保護委託施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、一時保護委託者の登録等に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年高知県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 173 条の 4 第 1 項第 2 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 号

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
議案

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 4 条の 7 第 1 号又は第 6 号」を「第 4 条の 8 第 1 号又は第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 号

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（令和 5 年高知県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和10年 3 月 31 日」を「令和15年 3 月 31 日」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

（経過措置）

- 3 前項の規定によるこの条例の失効の日（以下この項において「失効日」という。）以前において第10条第 1 項の規定に基づく認定を受けた建築物については、第12条の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 号

高知県が当事者である調停における和解の合意に関する議案

高知県が当事者である調停事件について次のとおり合意する。

令和 8 年 9 月 25 日提出

高知県知事 濱田 省司

1 合意に係る調停

(1) 事件名

ユーケー ピーアンドアイ クラブが発行した令和 2 年 2 月 7 日付け保証状における仲裁合意に基づく、ロンドン海事仲裁人協会の手続規則に基づく損害賠償請求仲裁事件に係る、令和 8 年 7 月 22 日付け高知県及びエスイー ヴィクトリー コーポレーション間の調停合意に基づく調停事件

(2) 当事者の表示

申立人 高知県（以下「県」という。）

申立人 パナマ共和国パナマ市

エスイー ヴィクトリー コーポレーション（以下「船主」という。）

代表者 マシアス ケイ ワイ チャン

2 合意の概要

- (1) 船主は、県又はその代理人弁護士に対して、金160,000,000円（以下「和解金」という。）を(3)の通知を受領した日から14日以内に指定口座へ支払う。
- (2) 船主が支払期日までに和解金を支払わなかった場合、和解金が指定口座に入金されるまで、和解金に対して年 3 パーセントの割合による日割計算の遅延損害金が発生する。
- (3) 県は、本合意内容について高知県議会によって議決された日から 7 日以内に、船主又はその法的代理人に対し、書面によりその旨を通知する。
- (4) 県は、和解金を受領した日から 7 日以内に、両者が和解したので仲裁手続を終了することに両者が合意した旨の書面を仲裁廷に提出し、その写しを船主に送付する。
- (5) 県が和解金を受領するとき、本件に関して、各当事者は相手方及びその関係者に対する一切の請求権を放棄し、互いに責任を追及しないことに合意する。
- (6) 本件の解決に関する費用及び選任した仲裁人の費用は、各自の負担とする。

第 8 号

権利の放棄に関する議案

次の債権を放棄するものとする。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

1 債務者の住所及び氏名

高知市農人町 2 番 3 号

株式会社種田工務

2 債権の種類及び額

土木設計等業務委託契約に基づく違約金及び賠償金 27,605,806 円並びに当該違約金及び賠償金に附帯する遅延損害金に係る債権

第 9 号

県有財産（教学機器）の取得に関する議案

次の教学機器を取得するものとする。

令和8年9月25日提出

高知県知事 濱田 省司

取得する教学機器

- 1 種類
県立学校学習者用1人1台端末
- 2 数量
12,156台

第 10 号

こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議案

こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 工事名
こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
876,700,000円
- 4 契約の相手方
高知市高須一丁目 7 番 26 号
小松・有生特定建設工事共同企業体
- 5 完成期限
令和 9 年 9 月 5 日

第 11 号

令和 7 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

令和 7 年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 8 年 9 月 25 日提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 未処分利益剰余金の額
589,128,533円
- 2 処分の方法及びその額
 - (1) 減債積立金への積立て
22,000,000円
 - (2) 中小水力発電開発改良積立金への積立て
524,352,243円
 - (3) 地域振興積立金への積立て
20,000,000円
 - (4) 資本金への組入れ
22,776,290円

第 12 号

令和 7 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

令和 7 年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 未処分利益剰余金の額
78,254,264円
- 2 処分の方法及びその額
 - (1) 建設改良積立金への積立て
23,656,151円
 - (2) 資本金への組入れ
50,848,993円
- 3 処分後の利益剰余金（繰越利益剰余金）の額
3,749,120円